

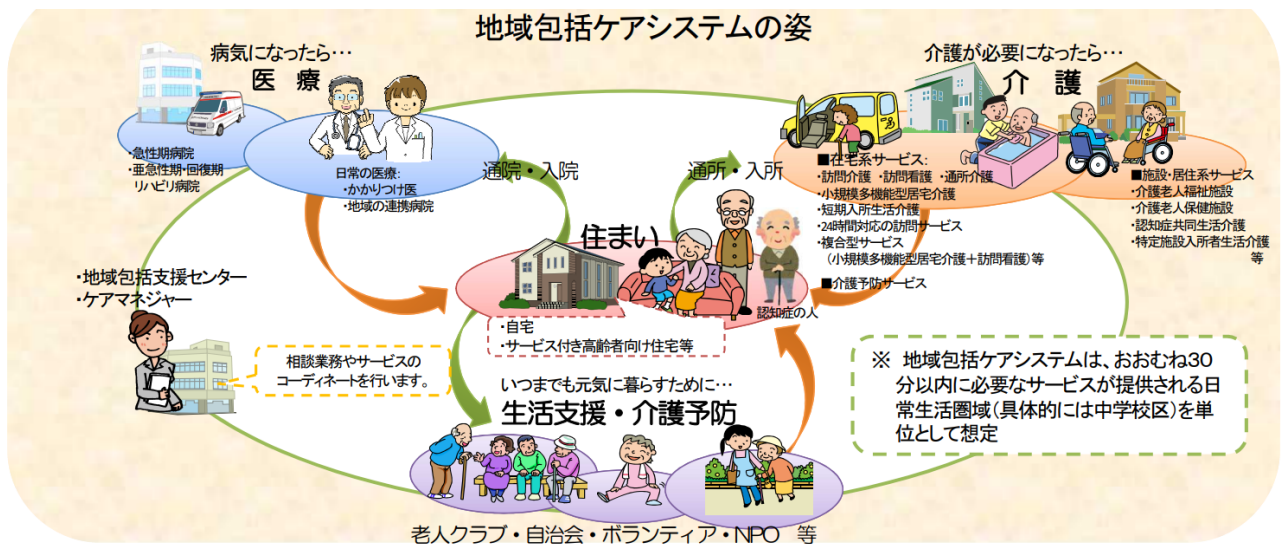
第2章 地域包括ケアシステムについて

I 地域包括ケアシステムの概要

「地域包括ケア」とは、医療や介護が必要な状態となっても、可能限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方です。

そのしくみ(ネットワーク)を「地域包括ケアシステム」といい、2025年を目途に構築することを目指しています。(図1)

高齢化の状況や地域にある資源(医療機関や施設、地域包括ケアの担い手など)の状況は保険者である市町村によって異なります。したがって、「地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、地域の自主性や主体性に基つき、それぞれの地域の実情に応じて作り上げていくことが必要となります。



(図1)地域包括ケアシステムの姿(出典:厚生労働省資料)

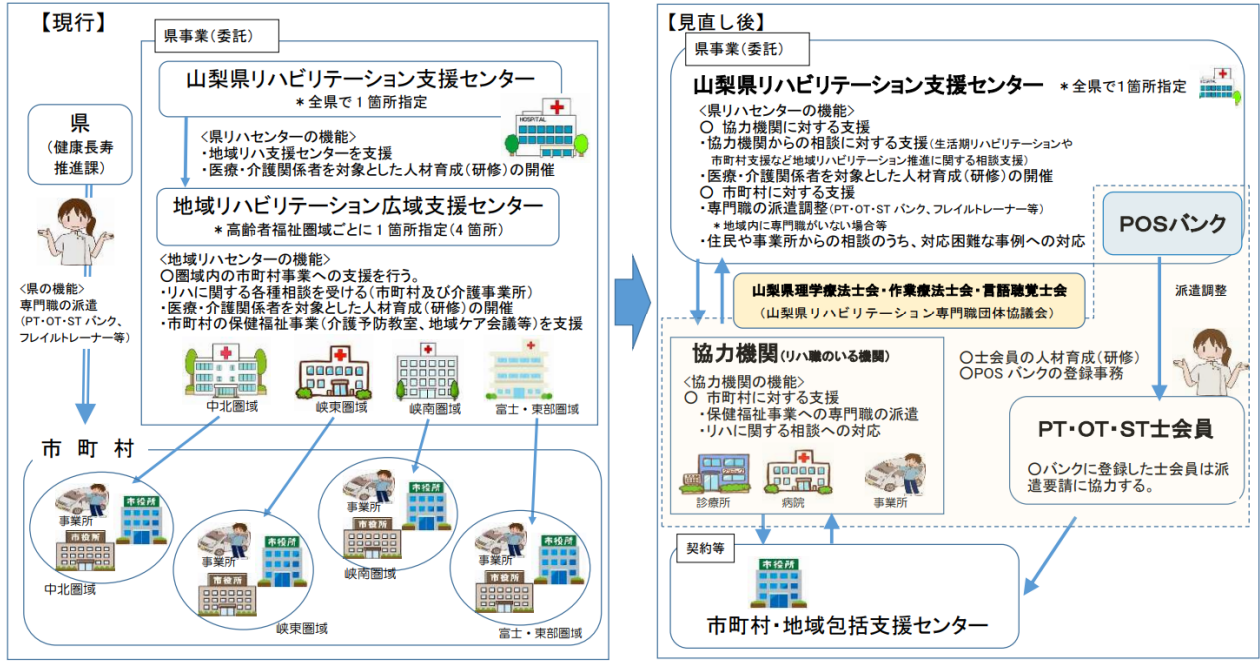
II 地域包括ケア実現に向けたメソッド

1 山梨県地域リハビリテーション支援体制について

1) 山梨県の地域リハビリテーション支援体制と計画

平成16年から県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センターを設置し、地域リハビリテーション体制を構築してきました。令和2年度には、山梨県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センターの業務を見直し、令和3年度から新体制に変更しました。(図2)

地域リハビリテーション体制について



山梨県地域リハビリテーション支援体制

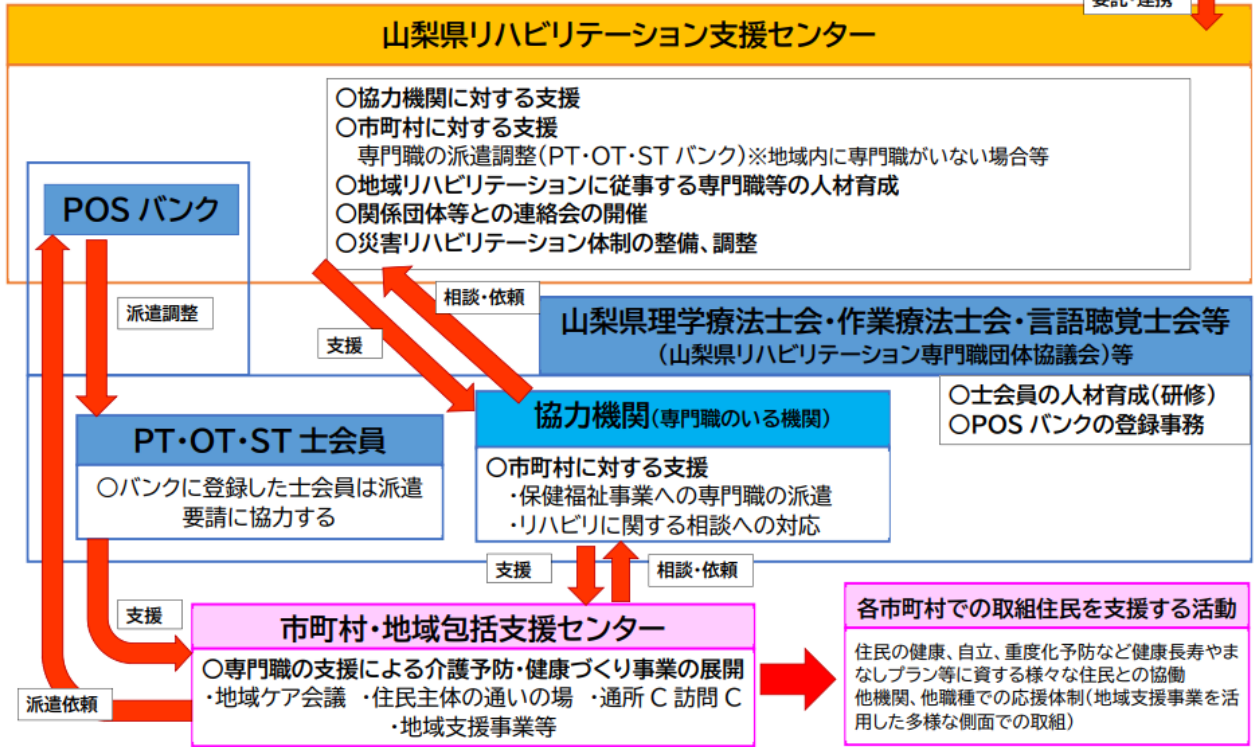
山梨県地域包括ケア推進会議

山梨県

計画等の内容の検討・協議

計画策定施策の実施

委託・連携



(図2)山梨県地域リハビリテーション支援体制

見直しを実施した令和3年度以降は、山梨県リハビリテーション支援センターを1か所設置し、地域リハビリテーション広域支援センターは廃止としました。住民や事業所からの相談は、身近な機関である市町村(地域包括支援センター)が受けることとし、市町村は、地域リハビ

リテーションに関する協力機関を確保し、リハビリテーションに係る相談の対応、リハビリテーション専門職の派遣について、地域リハビリテーション活動支援事業等を利用し、協力機関に在籍する人材の活用を図ることとしました。

また、山梨県の介護保険事業支援計画である「健康長寿やまなしプラン」をもとに、山梨県の地域リハビリテーションの目指すところを「高齢者が自分らしくいきいきと暮らし続けられるように、県、市町村、関係機関が連携し、地域リハビリテーションの支援体制の整備を図る」とし、ロードマップを作成し体制の整備を進めています。(参考資料参照)これらのビジョンやロードマップについては、各市町村や協力機関とも共有しています。また、現在のロードマップは令和5年度までとなっているため、今後、新たに作成していく予定です。

2) 山梨県リハビリテーション支援センターの役割

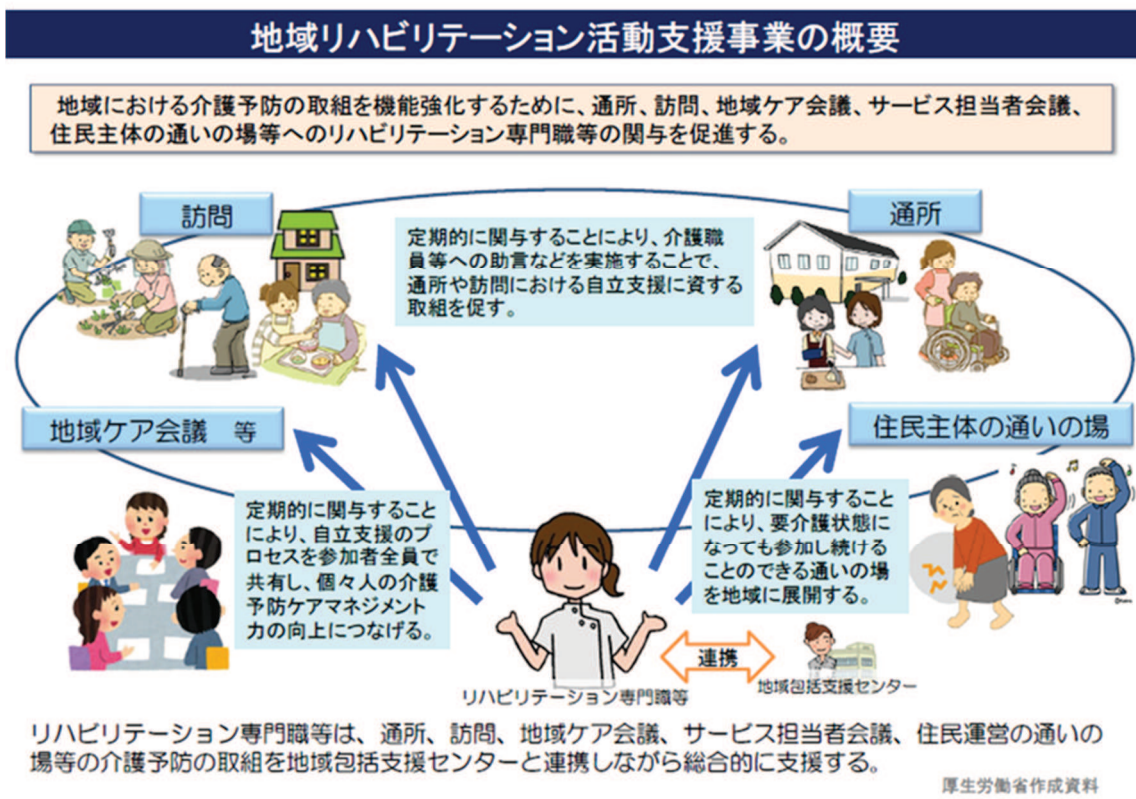
山梨県リハビリテーション支援センターは、県内で1か所設置し、県が指定し委託にて運営しています。主な役割は4つあり、①市町村および協力機関に関する支援、②地域リハビリテーションに従事する専門職の人材育成、③関係団体等との連絡会の開催、④災害リハビリテーション体制の整備、調整となっています。(表1)

①市町村および協力機関に関する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションに関する専門的な知見が必要な場合において、市町村単独では対応が困難な事例に対する助言等を行うこと。 ・地域における専門職との資源不足を補うため、市町村からの要請に応じ、圏域を超えて専門職を派遣するPT・OT・STバンクの運営。リハビリ専門職の地域格差や十分な協力機関の確保が難しい場合は、研修を受け登録されたリハビリ専門職の市町村への派遣調整を行います。 ・高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携する協力機関に対し、維持期(生活期)リハビリテーションの推進や市町村との効果的な連携方策に関する助言等を行うこと
②地域リハビリテーションに従事する専門職の人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・専門職等を対象に、地域リハビリテーション推進に関する研究会を開催すること。 ・研修会の開催にあたっては、関係団体や各地域における研修ニーズを把握するとともに、時代に合った効果的な研修会を実施できるよう、創意工夫すること。
③関係団体等との連絡会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村、医療や介護の関係機関、職能団体等、地域リハビリテーションに関わる団体等が参画する連絡会を開催する。体制の整備状況、事業実施状況、課題を共有し、多職種連携を通じて、ネットワークの構築、推進に向けた取り組みに繋がります。
④災害リハビリテーション体制の整備、調整
<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県災害リハビリテーション支援関係団体協議会(Yamanashi Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team 通称:山梨JRAT)と連携し、災害リハビリテーションの支援体制の構築及び調整を実施する。

(表1)山梨県リハビリテーション支援センターの役割

3) 各市町村と協力機関について

令和3年度以降の体制変更により、市町村は協力機関を確保し、協力機関に在籍する人材の活用を図ることとしました。協力機関の役割は、市町村の支援となります。市町村の保健福祉事業へリハビリテーション専門職を派遣することや、リハビリテーションに関する相談への対応が主な内容となります。市町村は、地域リハビリテーション活動支援事業(図3)を活用し、地域における介護予防の取り組みの機能強化のため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へ協力機関のリハビリテーション専門職等に協力してもらいます。また、市町村は、協力機関の関わりとして、単発的な事業への協力としてだけではなく、市町村のそれぞれの事業の繋がりを意識して、市町村が目指す地域包括ケアシステムの展開にリハビリテーション専門職等の視点を活用してください。(図4)



(図3)地域リハビリテーション活動支援事業(出典:厚生労働省資料)

地域リハビリテーション活動支援事業の概要・意義と展開

～市町村が目指す地域包括ケアシステムの展開に向けて～



(図4) 地域リハビリテーション活動支援事業の概要と意義と展開

参考: 地域リハビリテーション活動支援事業 令和4年度地域づくり加速化事業(全国研修)資料を加筆

4) PT・OT・STバンクについて

(1) PT・OT・STバンクの活用方法

市町村は協力機関を確保し、リハビリテーション専門職の派遣を進めていますが、協力機関が確保できない、協力機関の協力が得られない場合については、PT・OT・STバンクの活用(図5)が可能です。PT・OT・STバンクは、山梨県理学療法士会、山梨県作業療法士会、山梨県言語聴覚士会の会員に対し、協力できる方をバンクに登録し、市町村等からの依頼に対して専門職を派遣する事業です。派遣受付および調整は、山梨県リハビリテーション支援センターが実施しています。

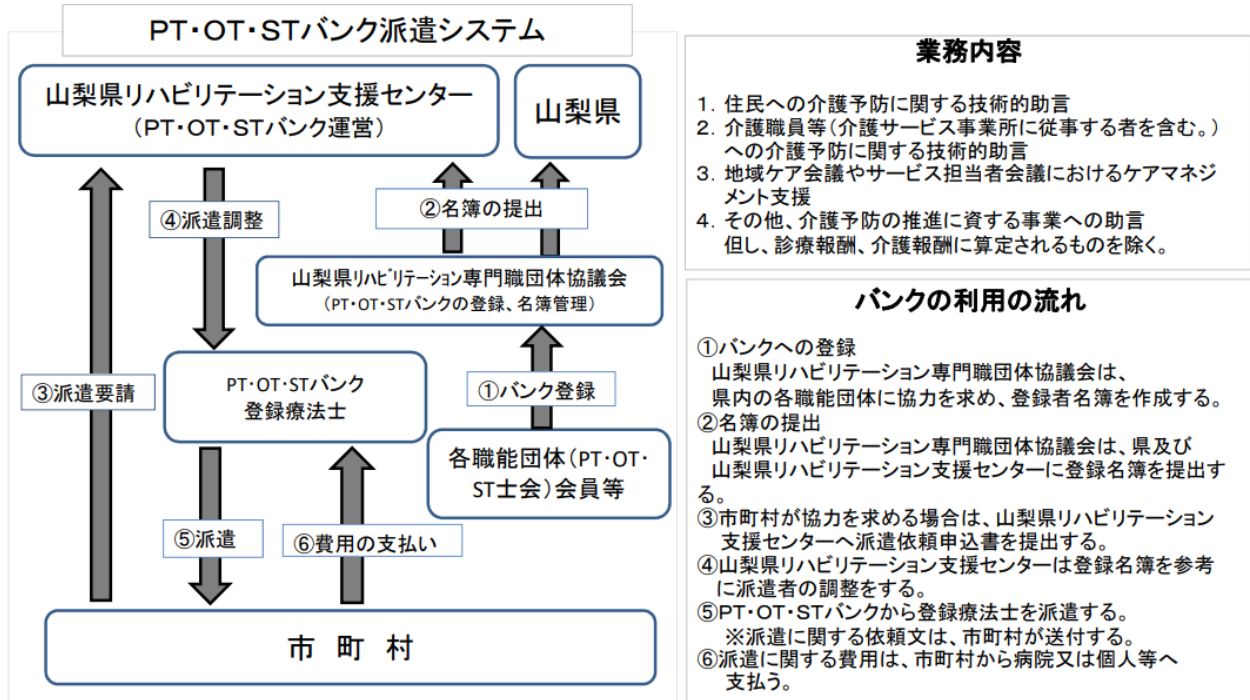
(2) リハビリテーション専門職の質の担保

PT・OT・STバンク事業においては、県と山梨県リハビリテーション専門職団体協議会と協働し、派遣するリハビリテーション専門職の育成を行い、地域ケア会議や家屋評価などの研修会を実施し、質の担保を図っています。

「PT・OT・STバンク派遣について」

PT・OT・STバンク派遣の目的

市町村の介護予防の促進を図るため、PT・OT・STの持つ専門的知識や技術を活かした介護予防事業の支援や、地域ケア会議や通いの場への支援が行えるよう、市町村でのリハビリ専門職の活用促進を支援する。



(図5)PT・OT・STバンク事業の概要

2 市町村への地域リハビリテーション支援体制

1) 支援体制再構築の流れ

(1) 市町村

新しい支援体制を周知するため、圏域ごとに市町村担当者へ出席いただき連絡会を開催（山梨県リハビリテーション支援センターは圏域ごとに担当者を配置）。新しい体制・山梨県リハビリテーション支援センターの役割・協力機関確保を依頼し、次年度は、市町村と協力機関がともに参加する流れとしました。

(2) リハビリテーション専門職への周知・協力依頼

リハビリテーション専門職に対しては、専門職団体を通じ、研修会を開催し、新しい支援体制と協力を依頼しました。

(3) リハビリテーション専門職が所属する各医療機関等への周知・協力依頼

県から各医療機関へ山梨県の地域リハビリテーション支援体制の周知と協力機関として市町村への協力依頼を発出しました。

2) 市町村における協力機関の確保と事業の実施

山梨県リハビリテーション支援センターによる協力機関の支援の実際

(1) 事業説明会の実施 ～甲府市の事例～

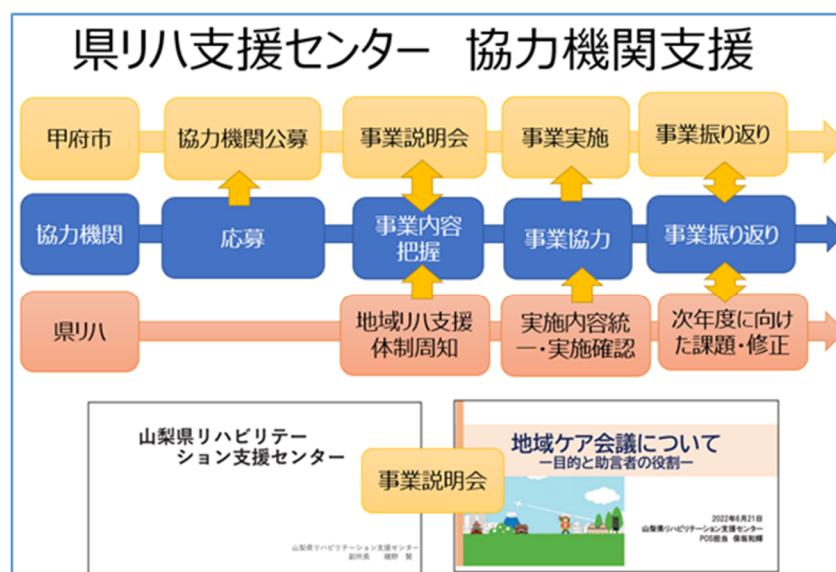
甲府市では、以下の図のような流れで実施された。

① 協力機関の確保

甲府市は協力機関を公募。これに対して協力機関が応募。

② 事業説明会の実施

市は協力機関に対して事業説明会を開催し計画された地域リハビリテーション活動支援事業を説明。協力機関が参加し、支援する事業を理解し、関われるようにしている。山梨県リハビリテーション支援センターから再度、新しい支援体制と地域リハビリテーション活動支援事業の一つ地域ケア会議について説明。



③ 事業の実施(協力機関の支援)

事業を支援していくにあたっては、以下の図のように山梨県リハビリテーション支援センターが、まず市のニーズを確認しながら、事業作りを行い、動画撮影、協力機関に説明会を開催し、共有。内容の統一と質の担保を図る。また、実際に実施状況を確認。

④ 事業の振り返り

事業実施後、市・協力機関・山梨県リハビリテーション支援センターとで事業の実施状況、アンケートから課題を抽出し次年度に向け課題解決に向けた意見交換を行う。

今回の流れのように①事業内容を市の担当者と協議⇒②事業説明会⇒③事業の実施・内容確認⇒④協力機関との共有⇒⑤実施状況の確認⇒⑥事業の振り返りと来年度に向けて検討。こういった体制にすることで地域での活動が少ない協力機関も市町村事業に参加できる体制へと質の担保も含めた体制作りができた。

市の事業：健康づくり同窓会

(リハ職が関わる内容)

甲府市の意向確認

- ① 保健師⇒管理栄養士⇒歯科衛生士
⇒リハ職とフレイルの話が続くため、フレイル予防について総括する（運動の重要性と運動だけではだめでバランスよく）
- ② セラバンドを使用して自宅のできる体操指導

(体操内容を検討しメニュー作成)

③測定コーナー 測定と説明

*今回は30力所以上行われ、関わる協力機関も多く内容のばらつきを少なくするためパッケージ化

↓
実際の内容を撮影し、協力機関スタッフに見てもうとともにZOOM会議を開催し伝達

県リハ支援センター
がメニュー作成

↓
第1回、第2回健康
づくり同窓会実施



↓
協力機関に説明、
引継ぎ

↓
協力機関が事業実
施・確認

(2) 地域リハビリテーション会議の設置 ～富士川町の事例～

富士川町では次の流れで進められた。

① 協力機関の確保

町の地域包括支援センターの担当者が、病院・事業所を回り、事業説明・支援依頼。協力機関と協定書の締結。

② 事業説明

地域リハビリテーション会議を開催。協力機関、市町村担当者、山梨県リハビリテーション支援センターが出席。町の目指す姿と課題を共有。



みんなで考えてみましょう

- 「リハビリ職の活用しよう」という機運は、住民やケアマネ等にどのようにすれば伝わるでしょうか。
- どのようなことが、協力機関の皆さんでできるでしょうか。

リハビリ職の魅力を伝えるプロジェクトみたいな感じでしょうか



町としてお願いしたいこと

- リハビリ職がないデイサービスに通う人（総合事業対象者）への訪問指導。
- 高齢者の集いの場での健康教育
- 通いの場に来ているのか知ってほしい。
- リハビリバスの作成



③ 事業実施・事業の振り返り

地域リハビリテーション会議での協議をもとに事業を実施。

会議を通して町の課題から共有し、地域づくり・つながり作り、協力機関同士の横のつながりに発展。自分たちができることを進める。地域の活動を知るために富士川町にある通いの場へ協力機関のセラピストを派遣。また、介護支援専門員にもセラピストの視点や役割を伝えるために研修会を開催。次に何が出来るか誰とつながるかを考える機会となっている。